

後期高齢者医療保険料率など改定のお知らせ

■ 問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1116)

保険料率算定の考え方

令和6年度および令和7年度に必要な医療給付費やその他費用の見込額から、国・県・市町村が負担する公費負担分として約5割と若年世代からの後期高齢者支援金として約4割を差引いたものが、保険料として徴収する賦課総額となります。それを、所得割総額と被保険者均等割総額に案分して保険料率を算定します。また、国の政令改正に合わせて保険料賦課限度額を改定します。これにより、所得割率が抑制されて中間所得者の負担軽減が図られています。

令和6・7年度後期高齢者医療制度の保険料改定内容

保険料率・賦課限度額の改定内容

①保険料率の改定

保険料	年度	保険料率
均等割額	令和4・5年度	49,398円
	令和6・7年度	53,438円
所得割率	令和4・5年度	9.57%
	令和6・7年度	11.13%※1

②保険料賦課限度額の改定

令和4・5年度限度額：66万円 ⇒ 令和6・7年度限度額：80万円※2

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料額(年額)} \text{ (賦課限度額80万円※2)} = \text{均等割額} \text{ 53,438円} + \text{所得割額} \text{ (所得金額-基礎控除額43万円※3)×11.13\%}$$

※1 所得101万円(旧ただし書き所得58万円)以下の場合：10.40%(令和6年度のみ)

※2 令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、令和6年度の賦課限度額は73万円

※3 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円を超えると異なります。

保険料の軽減について

均等割額の軽減について

軽減割合	世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯(変更なし)
5割軽減	43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯(拡大※4)
2割軽減	43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯(拡大※4)

▽当該世帯の世帯主・その世帯に属する全ての被保険者の中に給与所得者等が2人以上いる場合は、給与所得者等の人数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

▽給与所得者等とは、給与所得を有する方(給与収入55万円を超える方)または、公的年金等に係る所得を有する方(65歳未満→当該公的年金等の収入金額が60万円を超える方、65歳以上→当該公的年金等の収入金額が125万円を超える方)をいいます。

※4 令和5年度と比べ対象を拡大しました。

(参考：令和5年度)5割軽減：43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
2割軽減：43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

